様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2023 年 2月 17日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）いなばたさんぎょうかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 稲畑産業株式会社  （ふりがな）いなばた かつたろう  （法人の場合）稲畑 勝太郎 印  住所　〒542-8558 大阪府大阪市中央区南船場１丁目１５番１４号  法人番号　4120001077360  　情報処理の促進に関する法律第３１条の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 統合報告書2022（2022年3月期） | | 公表日 | 2022年 9月 30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊社ホームページにて公表 <https://www.inabata.co.jp/investor/management/midterm_plan/>  <https://www.inabata.co.jp/investor/library/integrated_report/> p.14、p.17、p.23 | | 記載内容抜粋 | 稲畑産業グループ「長期ビジョン IK Vision 2030」として以下の点を謳っている。 ・商社機能を基本としつつも、製造・物流・ファイナンス等の複合的な機能の一層の高度化 ・情報電子・合成樹脂以外の事業比率を1/3以上に ・海外比率 70%以上  その達成のための中期経営計画「New Challenge 2023」の下記主要重点施策のうち④で情報処理技術活用の方向性を示している。  ①主力ビジネスのさらなる深掘りと成長分野への横展開  ②将来の成長が見込める市場への多面的な取り組みと確実な収益化  ③将来の成長に向けた投資の積極化  ④グローバルな経営情報インフラの一層の高度化  ⑤保有資産の継続的見直しと資金・資産のさらなる効率化  ⑥人的資本活用に向けた取り組みの強化 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 統合報告書2022（2022年3月期） | | 公表日 | 2022年 9月 30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊社ホームページにて公表  <https://www.inabata.co.jp/investor/library/integrated_report/> p.80 | | 記載内容抜粋 | 「グローバルな経営情報インフラの一層の高度化」  ・新たな技術トレンドを取り入れ、デジタル化を一層推進し、業務の変革と効率化を図る（DXへの取組み）  ・セキュリティ高度化やBCP、新たな働き方にも対応した経営情報インフラをグローバルに構築。  「DXの推進」  ・情報の一元管理(マスターデータ管理) ・営業活動の見える化(営業レポートの自然言語解析) ・業務プロセスの見える化(プロセスマイニング・RPA) | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 弊社ホームページにて公表  <https://www.inabata.co.jp/investor/library/integrated_report/> p.80 | | 記載内容抜粋 | 「DX戦略推進に向けた体制」  DX戦略の推進を含む経営全般について、DX責任者が定期的に経営会議に報告および意見交換の場を設定。  経営会議――CIO：代表取締役専務執行役員  デジタル推進室――DX責任者: デジタル推進室長  「デジタル人財の確保と育成」  グローバルでビジネスを分析できる営業本部(7本部9商材分野)のビジネスリーダをプロジェクトに選出。  新基幹システムプロジェクト：ビジネスリーダー → データアナリティクス研修  すべての従業員 → RPA研修 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 弊社ホームページにて公表  <https://www.inabata.co.jp/investor/library/integrated_report/> p.80 | | 記載内容抜粋 | 「支えるITシステム・テクノロジー環境」  プロセスマイニング、RPA(Robotic Process Automation)、自然言語解析、セキュリティ(インシデント検知・即時対応システム)  （補足）  ・国内の基幹システムの更新にあわせ、プロセスマイニングによる業務分析とRPAによる更なる効率化を実施。  ・営業レポート等（定性情報）の自然言語解析を行いCRM（Customer Relationship Management）への活用を実施。  ・端末の挙動を監視するエンドポイントセキュリティシステムを導入。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 2023年3月期第2四半期 決算説明会資料 | | 公表日 | 2022年 12月 5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊社ホームページにて公表  <https://www.inabata.co.jp/themes/inabata/investor/library/file/221202kessan_tan_shiryou_1-2.pdf> p.16 | | 記載内容抜粋 | 2023年3月期第2四半期 決算説明会資料において、中期経営計画「NC2023」のうちDX関連投資を含む定常投資額につき、2022年3月期実績20.1億円との比較で、2023年第2四半期実績9.5億円、2023年3月期累計実績29.6億円と順調に進捗していることを公表。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年 9月 30日 | | 発信方法 | 統合報告書2022（2022年3月期）  <https://www.inabata.co.jp/investor/library/integrated_report/> p.24～25 | | 発信内容 | 「統合報告書」の「戦略紹介 トップメッセージ」のうち「持続的成長を支える経営基盤の強化」の部分で、代表取締役社長が上述の「グローバルな経営情報インフラの一層の高度化」の取り組みとして、国内の基幹システム更新プロジェクトや、海外拠点を中心としたRPAの活用による在庫管理の自動化・効率化効果などの具体例を挙げ、DX推進について情報発信。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2010年 4月頃　～　現在 | | 実施内容 | 「DX推進指標」自己診断として提出 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2010年 4月頃　～　現在 | | 実施内容 | ■情報セキュリティ内部監査を社内規程・規則への準拠性の確認を行う目的に毎年実施している。特権IDの棚卸状況や情報の外部持出等、規則に定められた8項目について情報セキュリティ部会長から指名された監査人が実施し、サイバーセキュリティの対策の整備・運用が確実に実施されていることを確認。  ■2021年度にEDRを導入し高度なセキュリティ対策を実施している。さらに外部SOCとマネージド契約を締結してEDRの確実な運用を実現。  ■情報処理安全確保支援士 : 2名在籍 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所」欄は、氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、住所については主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。